

○西興部村総合教育会議設置要綱

〔平成28年2月10日〕
訓令第1号

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第1条の4第1項の規定に基づき、西興部村の教育に資するため、西興部村総合教育会議(以下「総合教育会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 総合教育会議は、次の各号に掲げる事項について協議及び調整を行う。

- (1) 西興部村の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下「大綱」という。)の策定に関する協議
- (2) 西興部村の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議
- (3) 児童、生徒等の生命若しくは身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議

(組織)

第3条 総合教育会議は、村長及び教育委員会をもって構成する。

2 村長及び教育委員会は、議事に関して必要があるときは、関係職員を出席させることができる。

(会議)

第4条 会議は定例会議及び臨時会議とする。

- 2 定例会議は、年1回開会する。
- 3 会議は、村長が招集し、議長となる。
- 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、村長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

(意見の聴取)

第5条 総合教育会議は、前条の協議等を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議等に関する意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 総合教育会議は公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、又はその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録の作成及び公表)

第7条 総合教育会議は、会議の終了後遅滞なく議事録を作成する。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席者の氏名

(3) 協議又は調整に係る事項及びこれに関する出席者の発言

(4) その他村長又は会議で必要と認めた事項

3 議事録の公表は、村長が指名する出席した構成員 2 名による議事内容の確認後、前条ただし書きにより非公開とした部分を除き、公表するものとする。

(調整結果の尊重)

第 8 条 総合教育会議において、構成員の事務の調整を行った事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(傍聴の手続)

第 9 条 会議を傍聴しようとする者は、自己の住所、氏名、職業等必要事項を傍聴人受付簿に記入し、係員の指示を受けなければならない。

(傍聴することができない者)

第 10 条 次の各号に該当するものは、傍聴することができない。

(1) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) その他、村長において傍聴を不相当と認める者

(傍聴人員の制限)

第 11 条 村長は、必要と認めるときは、傍聴人員を制限することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第 12 条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) みだりに傍聴席を離れないこと。

(2) 帽子、外とう類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により村長の許可を得た場合は、この限りでない。

(3) 飲食又は喫煙をしないこと。

(4) 私語、談話、拍手等をしないこと。

(5) 議事に対して批評を加え、又は賛否若しくは意見を表明しないこと。

(6) 携帯電話、録音機等を持ち込まないこと。

(7) 前各号のほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴の禁止及び退場)

第 13 条 村長は、会議を非公開としたとき又は傍聴人がこの要綱に違反したときは、傍聴人に退場を命ずることができる。

(事務局)

第 14 条 総合教育会議の事務局は、地方自治法第 180 条 2 に基づき、教育委員会事務局が補助執行する。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、村長が総合教育会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 2 月 10 日から施行する。